

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 9 月 3 日現在

機関番号：33910

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2014～2017

課題番号：26671032

研究課題名(和文) 公衆衛生看護学実習における事故予防のためのガイドライン開発

研究課題名(英文) Development of guidelines for accident prevention in public health nursing practice

研究代表者

岡村 雪子 (OKAMURA, Yukiko)

中部大学・生命健康科学部・講師

研究者番号：40405220

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：近年医療における安全問題が社会問題となり、看護基礎教育においても医療安全教育が重視されている。しかし公衆衛生看護学実習における事故発生の実態や具体的予防策については未だ明らかにされていない。そこで保健師教育および臨地・臨床実習における学生の医療事故防止に関する文献を広く検討し、公衆衛生看護学実習における事故予防ガイドライン開発に向け、今後取り組むべき課題を検討した。看護学生を対象とした医療事故防止研究より、公衆衛生看護学実習にも共通すると考えられる事故防止のための教育内容として、個人情報の保護と管理の方法、SNS利用ルール、感染症予防、対象理解などの充実が課題であると明らかになった。

研究成果の概要(英文)：Safety problems in medical care have become a social problem in recent years, medical safety education is also emphasized in basic nursing education. However, the actual condition of accident occurrence and precautionary measures in public health nursing practice have not yet been clarified. Therefore, we studied the literature on students' medical accident prevention in public health nurse education and clinical training to be addressed for developing accident prevention guidelines in public health nursing practice. From the medical accident prevention research targeted at nursing students, as contents of education to prevent accidents considered to be common also in practice of public health nursing, methods of protection and management of personal information, rules of SNS usage, prevention of infectious diseases are important.

研究分野：公衆衛生看護学

キーワード：公衆衛生看護学実習 医療事故防止 臨地・臨床実習

1. 研究開始当初の背景

本邦では平成 11 年に発生した手術患者取り違え事例をきっかけに、医療における安全問題が社会問題として大きく取り上げられるようになった。平成 14 年には「医療安全推進総合対策」が策定され、医療安全対策は医療政策において最重要課題として位置づけられている。平成 18 年に行われた医療法の一部改正では、都道府県、保健所を設置する市および特別区は「医療安全支援センター」の設置が努力義務とされ、地域社会においても医療安全確保のための取り組みを行うことが求められるようになってきた。

また、公益社団法人日本看護協会による「看護者が関与した医療事故報道」¹⁾においては、例年医学的処置・管理における事故が最多であるが、保健師の活動にも関連が深いと思われる情報・組織に関する事故も、少数ながら毎年発生している。医療とは、広義では疾病予防・健康増進活動も含まれると考えられており、地域で働く保健師が医療安全について理解を深め、実践に活かし、更なる予防・改善をはかることは、保健師活動の質を高める上で必須であると考えられる。

看護基礎教育においても医療安全教育が重視されている。一方学生は医療・看護の知識や技術が未熟であり、実習中に事故を起こす可能性を常に抱えている。昨今では、看護師・保健師学生の個人情報漏洩にまつわる事故が度々報道され、学生といえども個人情報を適切に取り扱うことがより厳しく求められている。このため、臨地実習における医療事故予防のための教育体制を確立し、研究を充実させていくことが急務である。しかし看護学生を対象とした研究は少なく、中でも保健師学生を対象とした実習中の事故予防に関する研究は殆ど見られない。

一方、保健師教育においては、平成 22 年には保健師助産師看護師法が改正され、保健師の基礎教育における修業年限が延長され

た。平成 23 年には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令が施行され、保健師学生の実践能力強化に向けた、保健師教育のカリキュラム改正が行われた。これを受け、大学での保健師教育選択制や、大学院における保健師教育が導入されることとなり、保健師教育の更なる質の向上が求められている。今後は臨地実習の単位数増加に伴い、実習における対象者・学生・実習施設の安全確保や、より質の高い看護を提供するため、教育内容および体制を更に充実させていくことが必須である。

2. 研究の目的

公衆衛生看護学実習に関する研究の中で、実習中の事故をテーマとした研究は現在のところ見られず、公衆衛生看護学実習におけるヒヤリ・ハット事例を含めた事故発生の実態やその特徴、具体的予防策については未だ明らかにされていない。

実習における事故予防対策を具現化していくためには、学生・教員・実習指導保健師の3者が、事故予防に対して共通の認識を持つことが必須である。そのためには3者が共通して実践的に利用できる、公衆衛生看護学実習独自の事故予防ガイドライン開発が必要である。

そこで、本研究では保健師教育および臨地・臨床実習における学生の医療事故防止に関する文献を検討し、公衆衛生看護学実習における事故予防ガイドライン開発に向け、今後取り組むべき課題を明らかにする。

3. 研究の方法

2つの観点から文献検討を実施した。

1つは公衆衛生看護学実習中の安全管理・事故予防に焦点を当てた研究および公衆衛生看護学教育分野における研究の動向を整理した。医中誌 web を用い、キーワードは「公衆衛生看護学実習」「保健師専門教育」「保健師学生」とし、2001年から2017年に発表さ

れた原著論文 210 件を対象とし、内容ごとに分類・整理した。

もう 1 つは医療系学生の臨地・臨床実習における医療事故防止の取り組みに関する研究の動向を整理した。医中誌 web を用い、キーワードは「医療事故防止」「臨床・臨地実習」とし、2001 年から 2017 年に発表された原著論文 186 件を対象とし、内容ごとに分類・整理した。

そしてこれら 2 つの文献検討結果を統合し、公衆衛生看護学実習における事故予防に向け今後取り組むべき課題および提言をまとめた。

4. 研究成果

(1) 公衆衛生看護学教育分野における研究の動向

「公衆衛生看護学実習」「保健師学生」「保健師専門教育」を検索語とした原著論文を抽出、その内容を精査し、上記検索語に直接関連しない文献を除外したものを分析対象として、これらを分類・整理した。

「公衆衛生看護学実習」に関する研究の動向

(表 1)

	研究内容	文献件数
1	学生の学び	19
2	実習体制	7

表 1 に示した通り、研究内容は「学生の学びに関するもの」と「実習体制」の 2 つに分類された。

「学生の学び」で最も多かったのは健康教育・家庭訪問(個別保健指導技術含む)等「公衆衛生看護学支援技術の習得状況」に関するもの(6 件)であり、次いで「地区診断実習の評価」(5 件)であった。

また、統合カリキュラムおよび選択制カリキュラムにおける実習実態と技術到達度を評価する研究がここ数年で増加していることも明らかとなった。

「実習体制」に関する研究では、保健師大

学院教育の導入に関するもの、実習体制づくりのプロセス評価、実習モデル作成等がテーマとして取り上げられていた。

「学生の学び」「実習体制」両者において、公衆衛生看護学実習における安全管理、事故防止に関する研究はみられなかった。

「保健師学生」に関する研究の動向

(表 2)

	研究内容	文献件数
1	保健師教育	28
2	学生の実態	3

表 2 に示した通り、研究内容は「保健師教育」と「学生の実態」の 2 つに分類された。

「保健師教育」で最も多かったのは、公衆衛生看護支援技術、中でも家庭訪問実習および継続訪問実習での学びをテーマとしたもの(4 件)だった。次いで学生の技術到達度、地区診断、地区活動の理解度についての研究がみられた。その他にも、健康危機管理、保健師役割の理解、公衆衛生看護学研究、疫学理解等に関する研究テーマが挙げられていた。

「学生の実態」に関する研究では、医療に関する学生の意識および学生の生活習慣実態についてが、研究テーマとして取り上げられていた。

「保健師教育」「学生の実態」両者において、公衆衛生看護学実習における安全管理、事故防止に関する研究はみられなかった。

「保健師専門教育」に関する研究の動向
(表 3)

	研究内容	文献件数
1	公衆衛生看護支援技術	14
2	保健師教育体制	38
3	保健師教育内容	41
4	保健師現任教育	28
5	保健師学生支援	16
6	その他	2

表3に示した通り、研究内容で最も多かったのは「保健師教育の内容」に関するもの(41件)であり、次いで「保健師教育体制」「保健師現任教育」「保健師学生支援」「公衆衛生看護支援技術」「その他」であった。

「保健師教育内容」で最も多かったのは、地区診断の学習状況に関するものであり(18件)次いで産業保健(5件)であった。

(表4)

「保健師教育内容」に関して 取り上げられていた研究テーマ
地区診断、保健師記録、産業保健、多職種連携、児童虐待、地域看護活動計画、疫学教育、放射線教育、災害時保健活動、国家試験、PDCA サイクル、多胎妊娠・出産、政策教育、学校保健 等

「保健師教育体制」で最も多かったのは、選択制カリキュラム導入後の実習評価(16件)であり、次いで統合カリキュラムによる実習評価(14件)であった。大学院教育、保健師教育モデルの構築、保健師養成1年課程における教育評価の研究もみられた。

「保健師現任教育」における研究では、9割以上が自治体保健師を対象とした研究であった。

「保健師学生支援」で最も多かったのは学生の学びに関するもの(8件)であり、次いで学生および卒業生のキャリア・ニーズの研究であった。

「公衆衛生看護支援技術」で最も多かったのは、家庭訪問および個別保健指導(6件)であり、ついで健康教育、地区組織化活動、演習評価等の研究テーマが取り上げられていた。

「その他」として、保健師教育の歴史、海外(米国)における看護活動に関する研究がみられた。

保健師専門教育に関する研究において、公衆衛生看護学実習における安全管理、事故防止に関する研究はみられなかった。

(2)医療系学生の臨地・臨床実習における医療事故防止の取り組みに関する研究の動向

(表5)

	研究対象	文献件数
1	看護学生	140
2	医療系学生	53

表5に示した通り、研究対象の7割以上が看護学生であった。

医療系学生の内訳を下記に示す。

(表6)

	研究対象	文献件数
1	医師	7
2	歯科医師	6
3	薬剤師	13
4	臨床工学技士	8
5	放射線技師	1
6	理学療法士	8
7	歯科衛生士	7
8	作業療法士	1
9	言語聴覚士	1
10	臨床心理士	1

医療系学生が対象となった研究において、最も多く取り上げられていたのは薬剤師学生であり、医療系学生全体の24.5%を占めていた。次いで理学療法士学生(15.1%)、臨床工学技士学生(15.1%)、歯科衛生士学生(13.2%)、医学生(13.2%)であった。

(表7)

	研究領域	文献件数
1	基礎看護学	18
2	成人看護学	8
3	老年看護学	3
4	母性・助産学	12
5	小児看護学	6
6	精神看護学	1
7	ICU	1
8	統合実践	6
9	実習全体	85

看護学生の医療事故防止をテーマとした研究において、内容を研究領域別にみたところ

る、表7の通りとなった。

最も多かったのは実習全体を通じての医療事故予防に関する研究で、看護学生を対象とした研究のうち約6割を占めていた。

領域別では基礎看護学実習における研究が最も多く、次いで母性・助産学であった。

(3) 公衆衛生看護学実習における事故予防ガイドライン開発に向けた課題

伊豆らによると²⁾、学生が危険を認識し、それを回避する判断力を養うためには、早期からの医療安全教育実施が必要である。今回、臨床においては看護学生のみならず、医療系学生全般を対象とした実習中の事故予防に向けた研究は既になされていることが明らかとなったが、公衆衛生看護学分野においては、実習中の事故予防に関する各教育機関の取り組みや、実習施設からのフィードバックが未だ集約されていないことが明らかとなった。

学生のうちから早期に医療安全の知識を体系的・実践的に学ぶことは、看護場面に潜むリスクに気づく感受性の育成につながり、それは実習中のみならず、学生が保健師として現場の第一線に立ってからも役立つものであり、やがて保健師活動にも還元されると考えられる。そのためにも、公衆衛生看護学実習における事故発生状況を明らかにし、その対応策を示すことは、公衆衛生看護実践の質向上に大いに貢献するものと考ええる。

看護学生を対象とした医療事故防止研究より、公衆衛生看護学実習にも共通すると考えられる事故防止のための教育内容として、以下の項目が挙げられると考える。

個人情報の保護と管理の方法

ソーシャルネットワークサービス利用ルール

学生、職員、対象者間における感染症予防実施する保健指導の妥当性

対象者の特性理解：特に母子保健、高齢者

保健において公衆衛生看護支援技術を用いる場面等

倫理教育

今後公衆衛生看護学実習における事故予防体制を確立していくために、保健師教育機関が果たすべき役割として、事故予防のための教育内容の検討および充実化が挙げられ、それらは実習指導体制の強化につながると考える。具体的には保健師学生がこれまでの実習で学んだ対象者の特性理解を、公衆衛生看護学実習においてどのように活かしていくか考える機会を設ける、これまでに経験したヒヤリ・ハット体験を振り返る等の機会を設けることなども必要ではないだろうか。

また、保健師学生が公衆衛生看護学領域における事故防止対策を学ぶ意義として、事故予防におけるリスク感受性および予防行動強化につながり、やがてそれらは対象者への保健活動の充実へと還元されると考える。

実習施設においても事故防止対策への取り組みは保健師活動への応用ともなり、実習指導体制の強化にもつながっていくと考えられる。

今後は学生と教員、実習施設指導者それぞれが、公衆衛生看護学実習における事故予防をどのようにとらえているのか、3者の視点を把握することで、より包括的かつ実践的な事故予防ガイドラインの開発が可能になっていくと考えられる。

引用文献

1)公益社団法人日本看護協会(2013):2012年(1/1~12/31)に報道された看護職が関与した医療事故の概要(報告)

<http://www.miyagi-kango.or.jp/files/30/130628iryujikohoudou.pdf>

2)伊豆麻子、他(2009):臨地実習と医療安全教育、新潟青陵学会誌、vol.1(1)、61-70.

5. 主な発表論文等
特になし

6 . 研究組織

(1)研究代表者

岡村雪子 (OKAMURA, Yuki ko)

中部大学・生命健康科学部・講師

研究者番号：40405220